

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制定 平成 16 年 12 月 1 日
(最終修正 平成 24 年 10 月 1 日)

荘内証券株式会社
東北財務局長(金商)第1号
金融商品取引業者
加入協会：日本証券業協会

- ※ 株券等の新規公開等に際しお申し込みをなされる際は、下記の手数料、リスク事項についての記載、またあらかじめ当該取引に係る契約締結前交付書面をお受け取りになり、よくお読みいただき、リスク・手数料、その他留意事項についてご理解いただくようお願いいたします。また、ご不明な点はお問合せ下さいますようお願いいたします。
- ※ <<手数料・リスク事項>>
- 手数料などの諸費用について
 - 株券等の新規公開を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
 - 上場有価証券を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
 - リスクについて
 - 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動により、損失が生じるおそれがあります。
 - 有価証券の発行者等の業務、又は財産の状況の変化によって損失が生じるおそれがあります。
1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱いまたは売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
 2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
 3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。
 - (1) 株券等の新規公開及び既公開（以下「新規公開株等」といいます。）
新規公開株等の個人のお客様への配分は、配分の機会を公正に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。
新規公開株等の抽選は、次の要領で行います。なお、当社では個人のお客様の範

困を、個人のお客様及び法人（金融商品取引法に規定する特定投資家を除く）といたします。

①

イ 抽選は、ブックビルディング期間中に当社に需要申告又は配分の申込をした個人のお客様のみを抽選の対象とし、また需要申告又は配分の申込をした個人のお客様全員を抽選の対象といたします。よって、特別に抽選口は設けません。

ロ ブックビルディング期間の最終日の需要申告又は配分の申込の受付は、当日の午後 1 時迄といたします。但し、当社へ幹事金融商品取引業者より最終報告の時間が提示されている場合は、提示された時間の 1 時間前といたします。なお、委託販売団に係る需要申告の受付は「委託販売団参加申込書」の受付日当日の午前 8 時迄といたします。

ハ 抽選は、抽選日（発行価格決定日の原則として午後 3 時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の 10%を当該抽選に付すことと致します。

なお、委託販売団に係る抽選は、「委託販売団参加申込書」の申込み当日の原則として午後 3 時以降と致します。（当社への割当てが決定した場合に限ります。）

ニ 当社の個人のお客様への配分予定数量が、1 単位から 10 単位迄の場合において、配分予定数量が 1 単位の場合は 1 単位を抽選、2 単位以上 5 単位以下の場合は 2 単位を抽選、6 単位以上 8 単位以下の場合は 3 単位を抽選、9 単位以上 10 単位以下の場合は 4 単位を抽選し、上記ハの抽選を行ったものと致します。

ホ 当社は、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様から抽選（需要申告又は配分の申込）の申込み数量の上限は、幹事金融商品取引業者より上限が提示されている場合はその上限とし、それ以外の場合は、営業部と検査室が協議し決定致します。一のお客様への当選数量の上限は、1 単位としております。但し、幹事金融商品取引業者より下限が提示されている場合は、その下限を上限とします。

② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込に番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。当社は、営業部、検査室の立会のもとにアマダでのくじ引きにより当選番号を決定致します。

③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として 3.（1）の抽選以外の方法により決定する配分先の対象と致します。また、抽選に当選した個人のお客様も、抽選で配分される数量の他に、当社への配分数量や需要申告又は配分の申込の積極性、反応等を考慮し、3.（1）の抽選以外の方法により決定する配分先の対象とすることがあります。

なお、3.（1）の抽選以外の配分の方法は、3.（2）と同じ基準で配分を行います。

④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払

い込みの要領を、電話または対面でお知らせ致します。また、上記③の場合において、配分が決定した場合にも同様にお知らせ致します。当選及び上記③の配分がされなかったお客様には、その旨の連絡は致しませんので、あらかじめ御了承下さい。

- ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること、または抽選による配分を採用しない、若しくは中止するところがございますので、あらかじめ御了承下さい。尚、下記記載の事由により、抽選による配分を採用せず、需要申告又は配分の申込の顧客に対し需要申告又は配分の申込に相当する数量を配分した場合は、3. (1) の10%抽選により配分を受けたこととし、4. (1) (2) に記載する上限回数及びインターバルの制限を適用しないものと致します。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 個人顧客の需要申告又は配分の申込の数量が、当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ハ 抽選の申込みの数量が当社における抽選数量に満たない場合

ニ その他（需要申告又は配分の申込の数量と当社の配分予定数量と同じ場合）

- (2) 新規公開株等の3. (1) の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による需要申告を中心に配分することとしています。

① 適合性の原則に関する基準

弊社は、過去の投資経験が原則として3年以上あり、さらに、新規公開株等を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、上記の過去の投資経験の他、弊社に口座を開設していただいております、原則として過去2年間に5回以上のお取引を弊社で行っていただいたお客様を中心に配分を行います。

よって、新たに新規公開株等の入手の為だけの口座開設はお断りしておりますので御了承下さい。

② 短期売買の排除に関する基準

弊社は、新規公開株等の公開後の株価動向の推移を重視しているため、長期保有をしていただけるお客様を重視しております。そのため、新規公開株等を購入した後、原則として一定期間保有していただけるお客様を中心に配分を行います。つきましては、需要申告又は配分の申込の段階で、お客様に保有に関する意思をご確認させていただくこととなりますので、宜しくお願い致します。

③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

弊社は、新規公開株等の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株等における需要調査において、お客様の申込み、及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘

柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

- ④ 営業部及び営業部店毎に最終的な配分方針を決定する場合の基準と方法
弊社は、原則として上記適合性やお客様の投資経験、長期安定保有状況などを勘案の上、配分先を決定致しますが、その具体的な配分の方法に当たっては、下記の方法により行います。

イ 営業部がすべての配分先のお客様を決定する場合

配分予定数量及び需要申告又は配分の申込の数量を考慮し、弊社が上記に原則として掲げる基準の他に、需要申告又は配分の申込の積極性、反応状況及び弊社との取引状況を勘案し、(3. (1) の抽選に当選したお客様も含めます。)、比例配分による按分等や3. (1) の抽選以外の抽選(抽選の方法は3. (1) ②と同様に行います。)等、適切な方法ですべての配分先を決定致します。

ロ 営業部による各営業部店への配分(配分先営業店の決定)

配分予定数量や営業部店からの需要申告又は配分の申込の数量、及び需要申告又は配分の申込の積極性、反応状況や営業政策等を考慮し、比例配分による按分等や抽選(抽選の方法は、検査室員または営業部員の立会のもとにアミダのくじ引きにより行います。)等、適切な方法により配分先の営業部店を決定致します。

ハ 各営業部店による最終配分先の決定方法(3. (1) の抽選に当選したお客様は除きます。)

弊社が上記に原則として掲げる基準の他に、お客様の需要申告又は配分の申込の積極性、反応状況及び当社との取引状況等を勘案し、比例配分による按分等や3. (1) の抽選以外の抽選(抽選の方法は内部管理責任者立会のもとに需要申告に番号(乱数)を付し、その番号を対象にアミダのくじ引きにより行います。)等、適切な方法で配分先のお客様を、店長が最終的に決定致します。なお、各営業部店はすべてこの方法により配分先の決定を行います。

ニ 例外的配分方法

上記(2)①の適合性の原則に関する基準に満たない需要申告又は配分の申込顧客及び下記4. (1) (2) の上限回数及びインターバルの基準に該当する需要申告又は配分の申込顧客を除外した場合において、需要申告又は配分の申込数量が配分予定数量に満たない場合は、当該顧客へ配分を行うものとし、営業部の指示または上記イ、ロ、ハの方法により配分を行います。

(3) 新規公開株等以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、及び個人のお客様以外のお客様への配分(以下「その他の配分」といいます。)につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致したお客様による申込を中心に、上記(2)④の方法による配分をすることとしています。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。(上記3.(1)の抽選による配分を除きます。)
 - (1) 年間を通して、新規公開株等の配分及びその他の配分は、一人のお客様につき5回を上限としております。
 - (2) 原則として、前回新規公開株等の配分及びその他の配分を行ってから、次の配分を受けられるまでに2ヶ月間のインターバルを設けております。
 - (3) 原則として、お客様一人当たりの配分について、次のとおり上限を設けて配分致します。
 - イ 上限は10単位とします。
 - ロ 上記イに関わらず、幹事金融商品取引業者より提示された下限が1単位でない場合は、その下限の10倍とします。
 - (4) 上記(3)の上限は、3.(1)の抽選による配分の平均数量を勘案して変更されることがあります。その場合、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量の10倍程度を目処に配分を行います。
5.
 - (1) 当社における配分先は、原則としてブックビルディングに需要申告をなさったお客様、又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなさったお客様の両者の中から、上記3.(1)(2)により決定致します。(新規公開株等の10%抽選による場合については、3.(1)①を御参照下さい。)
 - (2) お客様から需要申告又は配分の申込がなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、需要申告又は配分の申込をされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
 - (3) 配分決定(3.(1)の10%の抽選による配分及び3.(2)の配分)にも関わらず、お客様よりキャンセルがあった場合は、配分がなされていない需要申告又は配分の申込をなさったお客様の中から、需要申告又は配分の申込の積極性、反応等を勘案し、お客様より投資意向の確認を得て配分を行います。
 - (4) 上記5.(3)において、投資意向がない時は、5.(2)を適用致します。
6. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面またはお電話で受け付けます。(新規公開株等の10%抽選による場合については、3.(1)①を御参照下さい。)なお、お客様が需要申告できる数量の上限は、幹事金融商品取引業者より上限が提示されている場合はその上限とします。それ以外の場合は、営業部、検査室が協議し決定を致しますので、お取引店舗にて対面またはお電話にてお聞き下さい。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開等案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、営業部店の店頭においてお知らせ致します。

8. 個別の事案において、6. までに提示した内容と異なる方針でブックビルディング、または配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせ致します。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し、または利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生ぜしめる者、④暴力団及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株等の配分において、同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、さらに他の商品の購入を条件に新規公開株等の配分及びその他の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について、社内規則に明記し遵守に努める所存であります。
なお、需要申告または配分の申し込みが、これらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告または申し込みはお受け致しません。
10. 株券等を配分した先のお客様（個人（3. に記載の法人を除く。）を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を主幹事証券会社を通して、株券等の発行会社に提供致します。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて金融商品市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。